

六百八拾五圓にて下請負したる處賣力なき爲數圓に亘り自念組より前借し、労賃を繼續し來りたるが十月分職工十三名の賃金四百六圓四拾參錢の支拂に窮したる結果職工は之が支拂を要求して罷業したのである。

十一、要 求 事 項

未拂賃金四百六圓四拾參錢の即時給與

十二、經過並解決

十月十八日支拂ふべき賃金に窮したる下請負主は翌十九日朝支拂ふ旨を職工に通じ金策に奔走したが都合出來ず、一方職工側は代表三名を以て再三折衝したるも纏らざるに於り二十日午前九時、罷業を敢行するに至つた。

自念組に於ては直接爭議に關係なきも門前との契約期日迫り居る爲下請負主を招致し種々協議したるも下請負主の態度

不誠意なるを以て即時契約を取消し直營となし職工の賃金に對しては自念組より支拂ふ事になつて解決した。